

滋賀県議会改革検討委員会

検討結果報告書

平成26年3月6日

議会改革検討委員会

はじめに

本委員会は、平成25年6月28日に第1回会議を開き、議長の諮問を受け、会期と定例会の見直しおよび議会基本条例の制定について検討を開始した。

平成26年1月14日には、会期と定例会の見直しについては通年議会を導入することを、議会基本条例の制定については、条例案要綱をまとめ、議長に中間報告を行った。

今般、議長から追加で諮問のあった代表質問の在り方および委員会室の音響設備の整備についての検討とあわせて、委員会としての結論を得たので、次のとおり検討結果を報告する。

第1 会期と定例会の見直しについて

【現状と課題】

現行制度上、議会が活動能力を有するのは、会期中に限られるとされている。会期の見直しには、執行機関の行政能率への影響等の課題もあるものの、議会が政策形成機能や監視機能という役割をこれまで以上に果たしていこうとするのであれば、そのための日程を確保し、議会が活動できる状態を長期化または恒常化することが必要との指摘がある。

全国の自治体の中には、議会の機能を強化するために会期を見直した事例があり、例えば、栃木県が通年の会期制を、三重県、長崎県が定例会の1回制を、秋田県が定例会の2回制を、神奈川県、大阪府が定例会の3回制を採用している。

【検討結果】

定例会の招集回数を年4回から年1回に改め、定例会の会期をおおむね4月から3月までとする通年議会を採用することとする。
--

通年議会の意義と効果については、次のようにまとめることができる。

すなわち、通年議会を導入することで、議会の活動能力が常時担保されるようになり、議会機能の強化と議会運営の充実が図られ、二元代表制の下における議会の役割をよりよく遂行できるようになる。

具体的には、次のような効果が期待できる。

①議会の判断による本会議の随時の開催が可能となり、専決処分が減少するとともに、緊急を要する案件にも迅速に対応できる。

②十分な審議時間を確保することが可能となり、議案審議の充実や議員による政策形成等の機会の増加につながる。

県議会においても、議会改革を進め、監視機能を強化し、政策論議を活性化して政策形成機能を強化しようとするのであれば、会期を見直し、通年議会を採用すべきである。

【通年議会の制度設計】

1 基本的な考え方

通年議会の制度設計に当たっては、通年議会導入のメリットを享受しつつ、現行制度からの円滑な移行を図るため、当面は現在の議事運営の大枠をなるべく変更しないこと、今後の検証の中で見直すべき点は改善することを原則として、検討を行うこととした。

2 会期

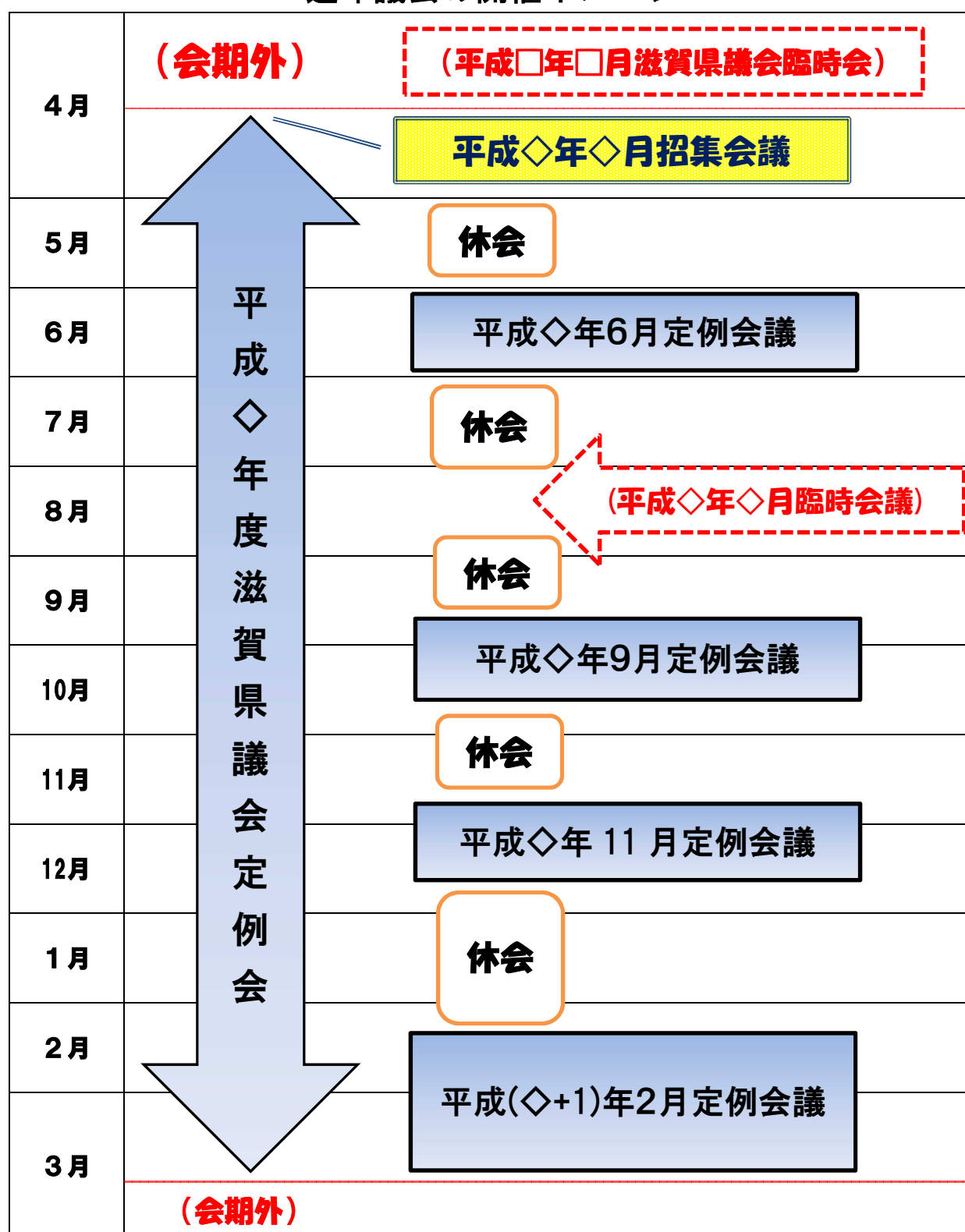
議員の任期の始期が4月30日であること、現在の役員選挙のための臨時会が4月下旬に招集されていること等を総合的に勘案し、会期は、おおむね4月から翌年の3月までとする。

3 集中審議期間

現在の定例会制度には、会期を一定の期間に区切ることによって、議案を集中的に審議し、議会の効率的な運営を図ることができること、年間の予定が立てやすく、予見可能性のある形で議員活動が遂行でき、執行機関の行政能率の確保にも資することができること等のメリットがある。

通年議会の導入後もこれらのメリットを維持することが適当であることから、年に数回の集中審議期間を設けることとする。その回数は、現在の定例会の回数を踏まえ、年4回とすることとする。

通年議会の開催イメージ



【通年議会導入に係るその他の課題と対応】

1 会議等の呼称

通年議会における定例会や会期中の各会議（集中審議期間、臨時の会議）をどのように呼ぶこととするのか。

(1) 現行の取扱い等

- 定例会と臨時会については、次のとおり呼称している。

「平成□年□月滋賀県議会定例会」

「平成□年□月滋賀県議会臨時会」

(2) 対応

- 定例会の呼称

定例会は、開会する年度を冠して「平成◇年度滋賀県議会定例会」と呼称することとする。

- 臨時会の呼称

臨時会は、現行のとおりに「平成□年□月滋賀県議会臨時会」と呼称することとする。

- 定例会中の本会議の種類と呼称

定例会中の本会議の種類と呼称については、次のとおりとすることとする。

- ①招集会議：知事の招集により開く本会議

「平成◇年◇月招集会議」

- ②定例会議：2月、6月、9月および11月に定例的に開く本会議

「平成◇年◇月定例会議」

- ③臨時会議：定例会議以外に臨時的に開く本会議

「平成◇年◇月臨時会議」

2 会期日程の決定の時期

議員や執行部にとって予見可能性のある形で通年議会を運営するためには、なるべく早い時期に1年間の会期日程を内定する必要があるのではないか。

(1) 現行の取扱い等

- 6月定例会と9月定例会の会期日程および11月定例会と2月定例会の会期を年度当初の議会運営委員会で内定している。

- 年度当初の正副委員長会議において、閉会中の各委員会開催および調査予定日を決定している。

(2) 検討結果

- 定例会の一週間前の議会運営委員会で、会期、6月と9月の定例会議の期間・日程および11月と2月の定例会議の期間を内定することとする。
- 休会中の各委員会の開催等については、現行どおりとする。

3 会議録署名議員の指名のルール、時期

現在の申合せでは、会期ごとに指名している会議録署名議員について、会期が約1年に長期化することから、一定期間を区切って指名することとする必要があるのではないか。

(1) 現行の取扱い等

- 定例会、臨時会ごとに議長が会議で指名している。

(2) 検討結果

- 会期ごとに指名している会議録署名議員について、招集会議、定例会議および臨時会議ごとに指名するよう運用することとする。

4 発言の取消しの制限

現在の会議規則では、会期中に限って取消し、訂正が認められている議員の発言について、会期が約1年に長期化することから、会期中における一定期間の制限を設ける必要があるのではないか。

(1) 現行の取扱い等

- 「議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。（略）」

(会議規則第63条)

(2) 検討結果

- 会期中に限っている発言の取消し等を、招集会議、定例会議および臨時会議の期間中に限り認めることとする。
- 会議規則については、「会期中に限り」を「あらかじめ議長が指定する期日までに」に改めることとする。

5 説明員の出席要求の範囲

通年議会の導入に伴い、臨時の会議を開催する機会と執行機関の負担の増加が予想されることから、一定の場合には説明員の出席要求の範囲を限定することとする必要はないか。

(1) 現行の取扱い等

- 定例会、臨時会において、知事、副知事、各部局長、行政委員会の長の出席を求めている。

(2) 検討結果

- 原則として次のとおりとし、会議ごとに議会運営委員会に諮って決定することとする。
 - ①招集会議 現行のとおり。
 - ②定例会議 現行のとおり。
 - ③臨時会議 知事、副知事、総務部長、関係部局長および関係行政委員会の長に限る。

6 請願、陳情の受理の取扱い

請願、陳情の取扱いについては、現在の申合せの考え方を変更する必要があるか。

(1) 現行の取扱い等

- 「請願、陳情は閉会中も議長において受理するものとし、当該議会において審査する請願、陳情の受理期限は、最初の一般質問日の前日の正午までとする。この場合における期間の計算については、休日を除くものとする。」
(先例的申合せ事項)

(2) 検討結果

- 原則として定例会議中に審議する（臨時会議は開かない。）こととする。
- 臨時会議における審議については、その都度議会運営委員会において定めるものとする。
- 受理期限は、現行のとおりとする。

7 一事不再議の例外の考え方

一事不再議の原則を定めている現在の会議規則について、会期が約1年に長期化することから、事情変更の原則を明記する必要があるのではないか。

(1) 現行の取扱い等

- 「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。」（会議規則第15条）
- 会議規則には明記されていないが、議決後に予見できなかった社会情勢の変更があった場合は、一事不再議の原則は適用されない（事情変更の原則）と解されている。

(2) 検討結果

- 解釈上の疑義が生じることを避けるため、会議規則を改正して事情変更の原則を明記することとする。
- 会議規則第15条にただし書として「ただし、事情の変更があったと議会が認めるときは、この限りでない。」を加えることとする。

8 議会の委任による専決処分

議会機能の強化の要請とのバランスを勘案しつつ、軽易な案件の処理を知事に委任することで議会運営の効率化を図る観点から、委任専決処分事項の指定範囲の拡大を検討する余地はあるか。

(1) 現行の取扱い等

- 知事の専決処分事項（現在指定されている事項）
 - 1 他の地方公共団体の公平委員会事務の受託の協議
 - 2 議決を経た契約の変更
(契約金額の100分の10以下または5,000万円以下のもの)
 - 3 100万円以下（自動車事故は500万円以下）の損害賠償の額の決定
 - 4 職員に対する30万円以下の賠償責任の免除
 - 5 1件20万円以下の権利の放棄
 - 6 モータボート競走に関する場間場外発売事務の委託・受託の協議
 - 7 県営住宅の家賃等の支払・明渡しの請求に関する訴えの提起、和解、調停

(2) 検討結果

- 議会が政策的判断を加えるまでもない軽易な事項については、知事の判断に委ねることによって、他の重要な案件の審議のための時間を確保し、調査審議の充実を図ることとする。
- 知事の専決処分事項に、滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息等の支払いの請求に関する訴えの提起、和解および調停に関することを加えることとする。

9 委員の選任・辞任（所属変更）

現在の委員会条例では、閉会中に限って議長に認められている委員の指名、常任委員会の所属の変更、議会運営委員および特別委員の辞任の許可について、会期が約1年に長期化することから、委員の選任・辞任（所属変更）を全て議長指名・許可とする方法の検討を行う必要があるのではないか。

(1) 現行の取扱い等

- 「常任委員、議会運営委員および特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」（委員会条例第5条第1項）
- 「議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。」（委員会条例第5条第3項）
- 「議会運営委員および特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。」（委員会条例第11条第1項）

(2) 検討結果

- 委員会条例第5条第1項、第3項および第11条第1項の「閉会中においては」を「議会が閉会中のときまたは議会が休会中の場合で緊急を要するときは」に改めることとする。

10 費用弁償

議員の本会議、委員会、協議の場等への出席や、会期中の議案調査等のための登庁に係る費用弁償について、会期の長期化に伴い、経費の増大が予想され

ることから、費用弁償の支給対象、単価等を見直す必要があるのではないか。

(1) 現行の取扱い等

- 費用弁償のうち応招旅費については、議会、委員会または協議等の場の招集に応じた場合であって、次の日に招集地に旅行したときに支給
 - ・会期中 休日を除く全ての日。議案調査日（休会日）を含む。
 - ・閉会中 委員会、協議等の場の開催日
- 居住地から招集地までの距離区分（12 区分）に基づき、定額を支給

(2) 検討結果

- 会期中の議案調査等のための登庁に係る費用弁償について、休日を除く招集会議、定例会議および臨時会議の期間に限り支給することとする。
- その他の支給対象、支給額等については、現行のとおりとする。

第２ 議会基本条例の制定について

【現状と課題】

これまでの議会の活動は、主に地方自治法や会議規則により規律され、会派間の申合せがこれを補完してきた。しかしながら、地方自治法には、議会の活動の基礎をなす議員の法的性格や議会と議員の活動原則が明示されていない。住民との関係強化や政策形成機能の強化という今日的な要請に議会が十分応えるためには、これらの事項を明確化することが必要との指摘がある。

こうしたことから、全国では、議会と議員の活動原則を示し、住民や執行機関との関係の在り方を明かにするとともに、議会機能の強化に関する事項を定めた議会基本条例を制定する自治体が増えている。これらの事例には、これまでの成果に基づく議会改革の到達点として制定されたものや、議会改革の出発点として、将来に向けた決意表明のような形で制定されたものがあるが、いずれの場合も条例制定を契機とした積極的な取組の展開が期待されている。

【検討結果】

これまでの県議会における改革の取組を踏まえた滋賀県議会基本条例を制定することとする。

条例案は、別紙のとおりである。

議会基本条例制定の意義と効果については、次のようにまとめることができる。

すなわち、議会や議員の諸活動についての基本的な理念、原則、責務等を条例で定めることで、議会改革（議会が本来果たすべき機能の充実強化のための方策の検討と実行）の将来に向けた持続的かつ安定的な実行が担保されるとともに、議会運営の透明性が向上する。

また、そのことによって、更なる議会機能の強化と議会運営の充実が期待できる。

県議会においても、分権時代に対応した議会運営を確立するために、議会基本条例を制定すべきである。

【条例案の構成と基本的な考え方】

条例に盛り込むべき主な事項とその構成は、議会改革検討会議（委員長 新川達郎 教授）により実施された議会改革に関する議員アンケートと県民アンケート

トの結果を踏まえて検討した。また、条例の規定の基本的な考え方については、議会改革検討会議の答申、議会改革検討委員会の報告書等を踏まえて検討を加えた。

その概要は、次のとおりである。

構 成		考 え 方
◎総則的事項	○目的 ○基本理念 ○責務	・議会改革検討会議の答申等を踏まえ、県民が期待する県議会と議員の在るべき姿を規定
◎組織、権限	○議員の定数 ○議決事件 ○委員会 ○補助機関	・重要な事項は、直接規定 ・定期的に見直す事項は、見直しの考え方を規定
◎基本理念に基づく取組	○効果的な調査審議 ○開かれた議会の実現	・これまでに決定された議会改革の取組について、その着実な実行を担保するための根拠を規定
◎そ の 他	○議会改革 ○条例尊重義務 ○条例の見直し	・今後の更なる議会機能の強化と議会運営の充実に向け、検証と見直しを図るための根拠を規定

第3 その他の検討事項について

1 代表質問の在り方について

【現状と課題】

代表質問については、議会運営に関する先例的申合せ事項において、交渉会派が行うこと、質問時間は1人60分以内とすること、質問者数は、会期ごとに原則として議員定数の半数以上の議席を有する交渉会派は2名とし、その他の交渉会派は1名とすること、大所高所からの質問とすることなどが申し合わされている。

代表質問の在り方については、平成19年の議会改革検討委員会による検討結果では、「この問題は、結果的に定例会の回数とも関係することから、その検討が行われるまで、当面は現行どおりとする」（平成21年3月19日 検討結果報告書）とされている。

【検討結果】

代表質問の在り方については、様々な議会改革の取組の中で総合的に議論されるべき課題であり、今後の議会改革の検証の中で改めて検討すべき中長期的な課題とする。

代表質問の在り方のみに限定して議論するのではなく、議会機能の強化を模索する一環として検討を行うべきであり、時間をかけて検討する必要があるとの結論に達した。

2 委員会室の音響設備について

【現状と課題】

本県には行政棟から独立した議会棟がなく、県庁本館2階に委員会室が配置されており、委員会室前の通路は来庁者や職員の通行があるほか、外部からは工事等の各種作業や通行車両の音も届きやすく、静謐な環境にはない。加えて、音響設備が整備されていないため、通常の発声では、委員会室全体にはっきりと声が届かず、議論がかみ合わないことがあるという指摘がある。

【検討結果】

平成27年度中を目途に、委員会室に音響設備を整備することとする。

県議会の委員会室には、発言の内容を容易かつ明確に聞き取ることのできる環境が整備されておらず、審議の充実のためには音響設備の導入が必要であるとの結論に達した。

おわりに

本委員会は、平成25年6月28日に議長の諮問を受け、主に会期と定例会の在り方および議会基本条例の制定について10回にわたる検討を重ねてきた。

報告にある通年議会の導入については、想定し得ない事態や改善点も出てくることが予想される。また、議会基本条例については、随時または定期的な見直しが義務付けられている。

さらに、今後検討すべき課題が残されており、他にも議会が果たすべき機能の充実強化に努めていく必要があることは言をまたない。今後も議会改革の取組については継続的に検証していく必要があることを記して報告を終える。

別紙

滋賀県議会基本条例案

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 組織および権限（第6条－第10条）

第3章 効果的な調査審議の推進（第11条－第19条）

第4章 開かれた議会の実現のための取組（第20条－第25条）

第5章 雑則（第26条・第27条）

付則

私たちの滋賀県は、日本列島のほぼ中央に位置し、古来より交通の要衝として栄え、人と情報が盛んに行き交う中で、人々は進取と自律の気性を育んできた。中世末から近世初頭の近江国にあっては、全国でも早くから、村法を備え、衆議を重んじた村落自治の発達した姿を実現するとともに、明治維新後は、県会の設置に先んじて、先進的な民会制度をいち早く考案し、導入し得たのは、その表れである。

近年、生活様式の多様化、経済の成熟化や少子高齢化は一層進み、地球環境問題やエネルギー問題が顕在化するなど、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。一方、地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定の自由の領域は拡大し、地域の実情に即した政策を実行する余地も広がりつつある。

この時代の転換期にあって、私たちには、先人が培ってきた自主、自律の気風を保ち、滋賀の自治を更に推し進めることによって、新しい時代の諸課題に的確に対応し、真に豊かさの実感できる個性的で活力ある地域社会を築いていくことが求められている。

私たちは、地方自治における二元代表制の下で、共に県民の代表である議会の議員と知事が切磋琢磨し、議会において県民の福祉向上と県勢の発展のための闊達な議論が交わされることを通じて、時代に適合した滋賀らしい自治の実現を目指すことを決意し、ここに滋賀県議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県の議会運営について、基本理念を定め、議員等の責務を明らかにするとともに、議会の活動の基本となる事項等を定めることにより、地方分権の進展に対応した議会運営を確保し、もって知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）による行政運営と相まって県民の負託に応える県政を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、地方自治における二元代表制の一方を担う機関として、知事との相互の牽制と調和の関係の下に県民の福祉の増進および県勢の発展を図ることを旨として運営されなければならない。

2 議会は、県民の代表機関として、議員の議会における活動を通じ、県民の多様な意見を県政に適切に反映させる役割を積極的に果たすことを旨として運営されなければならない。

3 議会は、県の議事機関として、議決によりその意思を決定するほか、次に掲げる役割を積極的に果たすことを旨として運営されなければならない。

(1) 知事等の事務の執行に係る監視および評価（以下「行政監視」という。）を行うこと。

(2) 県の政策に関する調査研究および企画立案（以下「政策形成」という。）を行うこと。

4 議会は、その会議（以下「本会議」という。）および委員会における調査審議を通じ、県政の課題および論点を県民に明らかにすることを旨として運営されなければならない。

5 議会は、学識経験者、利害関係人その他の県民が議会の諸活動に関与することを通じ、これらの者の知見を前項の調査審議に積極的に活用することを旨として運営されなければならない。

6 議会は、議会運営の透明性の向上を図るとともに、議会の諸活動ならびに県の政策の内容およびその形成の過程を県民に説明する責務を全うすることを旨として運営されなければならない。

7 議会は、自ら運営の円滑化および機能の強化に努めるとともに、執行機関による効率的な事務の執行に配慮することにより、議会と執行機関が一体となって、効果的な県政運営が確保されるよう、運営されなければならない。

(議長等の責務)

第3条 議長、副議長ならびに常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「委員会」という。）の委員長は、前条に定める議会運営についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、職務を遂行しなければならない。

(議員の役割および責務)

第4条 議員は、基本理念にのっとり、本会議、委員会および協議等の場（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項に規定する議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場をいう。以下同じ。）に出席し、

調査審議を行わなければならない。

- 2 議員は、前項に規定する職務を的確に遂行するために必要な調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。
- 3 議員は、議会における活動を通じて県民の多様な意見を県政に適切に反映させるため、地域における情報の収集、広報その他の方法により、県政の課題および県民の意思の把握に努めなければならない。
- 4 議員は、識見の向上ならびに前3項に定める議員の役割を果たすために必要な知識および技術の修得に努めなければならない。
- 5 議員は、県民全体の代表として、県の全体の利益の実現を図ることを旨として行動するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

(職員の責務)

第5条 議会事務局の職員は、基本理念にのっとりた議会運営を補佐し、および支援する役割を適切に果たすために必要な知識および技術の修得に努めなければならない。

第2章 組織および権限

(議員の定数等)

第6条 議会は、議員の定数および選挙区について、議会が県民の多様な意見を県政に反映する機能を発揮するために必要な最小限度の数および適切な市町の区域の組合せをもって定められるよう、必要な見直しを行わなければならない。

(議会の議決すべき事件)

第7条 法第96条第1項に定めるもののほか、同条第2項の規定に基づき、次に掲げる事件を議会の議決すべきものとする。

- (1) 発電事業を行い、または廃止しようとする事。
- (2) 水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第3条第1項または第4条第1項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事。
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第5項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事。
- (4) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項もしくは第6項または第16条第1項の規定に基づき、知事が独立行政法人水資源機構の協議に応じようとする事。
- (5) 別に条例で定めるところにより、知事等が県の政策の基本的な方向を定める計画を策定し、変更し、または廃止しようとする事。
- (6) 別に条例で定めるところにより、知事等が附属機関の委員を任命しようとする事。

(委員会)

第8条 議会は、毎年度、常任委員会および特別委員会の設置について、行政監視、政策形成その他の議会が果たすべき機能を十全に発揮し、県政の課題の変化および社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるよう、必要な見直しを行わなければならない。

(議会事務局)

第9条 議長は、議会事務局について、基本理念にのっとりた議会運営を補佐し、および支援する役割を適切に果たすことができる体制の充実に努めなければならない。

(議会図書室)

第10条 議員の調査研究に資するため、法第100条第19項の規定に基づき、議会に議会図書室を付置する。

2 議会図書室は、その設置の目的を妨げない限度において、これを県民の利用に供する。

3 前項に定めるもののほか、議会図書室の管理および運営に関し必要な事項は、別に議長が定める。

第3章 効果的な調査審議の推進

(定例会の回数)

第11条 法第102条第2項の規定により、定例会の回数は、年1回とする。

(議員の質問)

第12条 議会は、本会議における調査審議について、議員の質問を通じ、県政の課題および論点が明確となり、かつ、行政監視および政策形成の機能が実効的に発揮されるよう、一問一答等の多様な方法による質問の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(委員会の運営方針)

第13条 常任委員会および特別委員会は、毎年度、行政監視および政策形成に係る活動を計画的かつ重点的に推進するための運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

(議員相互間の討議)

第14条 議会は、委員会の活動を通じ、県政の課題および論点が明確となり、かつ、行政監視および政策形成の機能が実効的に発揮されるよう、議員相互間の自由な討議を促進するための仕組みの整備およびその活用を図らなければならない。

(政策等の提言)

第15条 議会は、国もしくは県の政策または法制の整備について提言を行い、県政の課題の解決、本県の実情に即した政策の推進その他県の公益の増進に寄与するため、意見書の提出、決議その他の必要な措置を講じなければならない。

(決議等の処理)

第16条 知事等は、議会または委員会が議決した決議および議会が採択した請願について、誠意をもって、これを処理しなければならない。

2 議長および委員長は、議会または委員会が議決した決議の処理の経過および結果の報告を知事等に請求することができる。

(資料の提出の請求等)

第17条 委員会および議員は、調査審議その他議会における活動を行うため必要があると認めるときは、知事等に対し、その目的を明らかにして、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 知事等は、委員会または議員から前項の規定による資料の提出の求めがあったときは、公務の効率的な遂行を阻害するおそれその他公務の遂行上特別の支障がない限り、その求めに応ずるよう努めなければならない。

(学識経験者等の意見の聴取)

第18条 議会は、重要な県政の課題または議案に関する調査審議を行うときは、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合を除き、委員会において参考人を招致し、または公聴会を開催すること等により、学識経験者、利害関係人その他の県民の意見を聴くよう努めなければならない。

(請願提出者等の意見の聴取)

第19条 委員会は、請願の審査のため必要があると認めるときは、請願の提出者、紹介議員その他の関係人に意見を聴く機会を設けるものとする。

第4章 開かれた議会の実現のための取組

(会議の公開)

第20条 委員会および協議等の場合は、他の条例または会議規則に特別の定めがある場合を除くほか、これを公開する。

(傍聴)

第21条 議会は、本会議および委員会を開こうとするときは、県民が傍聴に必要な情報を容易に入手することができるよう、あらかじめ、日程、議題その他の情報をインターネットの利用その他多様な方法により公表しなければならない。

2 議会は、本会議および委員会を開くに当たっては、傍聴者が調査審議の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案および会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

3 議会は、高齢者、障害者等が本会議を円滑に傍聴することができるよう、車椅子使用

者が円滑に利用することができる傍聴スペースの設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の公表)

第22条 議会は、県の政策形成の過程の公正性および透明性を確保するとともに、県民が議会の諸活動に関する評価を的確に行うことができるようにするため、本会議、常任委員会および特別委員会の記録、会議資料、会議の出欠および議案に対する賛否の状況その他必要な情報をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(広報活動等)

第23条 議会は、県の政策形成および議会の諸活動についての県民の理解と関心を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(意見の公募)

第24条 議長は、議員または委員会が県の政策に関する重要な条例の立案をしようとするときは、当該議員または委員会の申出に基づき、あらかじめ、当該条例の案およびこれに関連する資料を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。

2 議員および委員会は、前項の申出をして条例を立案するときは、提出された当該条例の案についての意見を十分に考慮しなければならない。

(県民との意見交換)

第25条 議会は、毎年度、県政の課題に関する情報の収集を図るとともに、調査審議の充実に資するため、委員会による調査活動を通じ、幅広い層の県民と意見を交換する機会を設けなければならない。

第5章 雑則

(議会改革)

第26条 議会は、この条例の実施状況、地方分権の進展、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、議会が果たすべき機能の充実強化の方策ならびにこれを担う組織および議員の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。

(条例の尊重義務等)

第27条 議員および委員会は、この条例が議会運営の基本となる理念を定めるものであることに鑑み、議会に関する他の条例を立案するに当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 議会および議長は、議会に関する規則その他の規程を制定し、または改廃するに当た

っては、当該規則その他の規程がこの条例の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の属する年における定例会の回数は、第11条の規定にかかわらず、2回とする。

(検討)

- 3 議会は、一般選挙の執行後おおむね2年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(滋賀県議会の議決事件を定める条例等の廃止)

- 4 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）

(2) 滋賀県議会の定例会の回数を定める条例（昭和31年滋賀県条例第26号）

議会改革検討委員会 委員名簿

	氏 名	会 派
委 員 長	小 寺 裕 雄	自由民主党滋賀県議会議員団
副委員長	成 田 政 隆	民主党・県民ネットワーク
委 員	細 江 正 人	自由民主党滋賀県議会議員団
	山 本 進 一	自由民主党滋賀県議会議員団
	山 本 正	民主党・県民ネットワーク
	駒 井 千 代	対話の会・しがねっと
	目 片 信 悟	自 民 党 颯 新 の 会
	梅 村 正	公 明 党
	薦 田 恵 子	み ん な の 党 滋 賀

議会改革検討委員会の検討状況

会 議	開 催 日	議 題	備考（提出資料）
第 1 回	平成25年 6 月 28 日（金）	1 委員長および副委員長の互選 2 議長の諮問 3 委員会の運営について	・ 滋賀県議会会議規則（抜粋） ・ 議会改革検討委員会設置運営要綱
第 2 回	8 月 9 日（金）	1 会期と定例会の回数について 2 議会基本条例について 3 その他	・ 通年議会の概要 ・ 議会基本条例の概要 ・ 参考資料（近畿各府県の議会基本条例）
第 3 回	10月10日（木）	1 会期と定例会の回数について 2 議会基本条例について 3 その他	・ 通年議会導入に係る関係資料 （大津市議会作成資料）
第 4 回	11月 1 日（金）	1 会期と定例会の回数について 2 議会基本条例について 3 その他	・ 条例立案の考え方
第 5 回	11月21日（木）	1 会期と定例会の回数について 2 議会基本条例について 3 その他	・ 通年議会を実現する方法の選択 ・ 通年議会の会期の設定 ・ 集中審議期間の設定について ・ 会期の見直しと費用弁償 ・ 滋賀県議会基本条例案要綱の概要 ・ 滋賀県議会基本条例案要綱（試案）

第6回	12月12日（木）	1 会期と定例会の回数について 2 議会基本条例について 3 その他	・議会改革検討委員会（11/21）確認事項 ・検討項目について ・議会基本条例案要綱（試案）
第7回	12月25日（水）	1 会期と定例会の回数について 2 議会基本条例について 3 その他	・通年議会導入に係る検討項目 ・滋賀県議会基本条例案要綱 ・滋賀県議会基本条例案 ・委員会室における音響設備設置案
第8回	平成26年 1月14日（火）	1 会期と定例会の回数について 2 議会基本条例について 3 その他	・通年議会導入に係る検討項目 ・税外未収金の専決処分について ・滋賀県議会基本条例案要綱 ・議会改革検討委員会中間報告書 ・議会改革検討委員会中間報告の概要
—	1月14日（火）	中間報告書の提出	
第9回	2月10日（月）	1 議会基本条例について 2 代表質問の在り方について	・滋賀県議会基本条例案要綱に対して提出された意見とこれに対する考え方（案） ・滋賀県議会基本条例案 ・代表質問について
第10回	2月18日（火）	1 検討結果報告書(案)について	・滋賀県議会改革検討委員会検討結果報告書(案)
—	3月6日（木）	検討結果報告書の提出	